

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和二年六月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和元年十一月二十九日奈良県指令中土第五二一―一―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年六月八日中土第七二―三―号

公共施設に関する工事の検査済証 令和二年六月八日中土第七三―二―号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市五井町九〇番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

堺市中区土塔町三二三二番地

有限会社リアルエステートリサーチ 代表取締役 山下康弘

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市五井町九〇番一の一部

下水道 橿原市五井町九〇番一の一部